

特定生産緑地（八千代市）の変更

八千代市告示 第116号

生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の6第1項の規定に基づき指定を解除した特定生産緑地を法第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和5年3月30日

八千代市長 服部友則



1 解除箇所

番号	生産緑地番号	位置	既指定面積	解除する面積	解除後面積	指定図番号
142号	高津第14生産緑地地区	八千代市高津字北田地内	約0.18ha	約0.06ha	約0.12ha	16・17・ 19・20

2 解除区域

解除区域は特定生産緑地（八千代市）指定図表示のとおり。